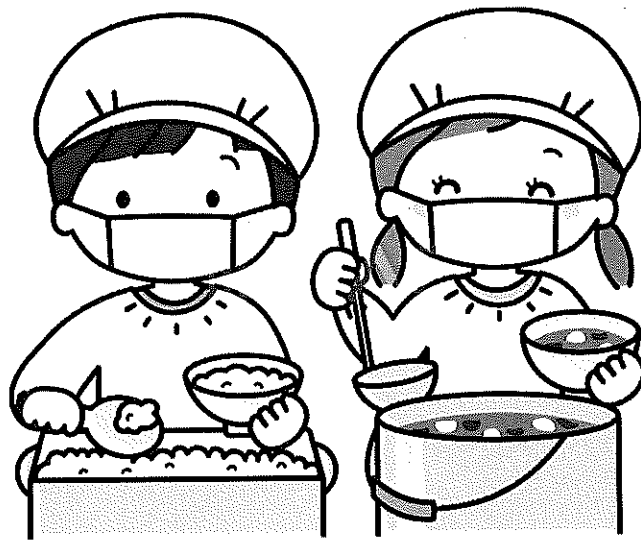


松江市学校給食

食物アレルギー対応マニュアル

〈令和8年4月 改訂版〉



松江市教育委員会

目 次

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本	
1. はじめに	1
2. 学校給食における食物アレルギー対応の大原則	2
3. 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方	2
4. 関係機関との連携	5
5. 各給食センターの対応状況	5
第2章 食物アレルギー・アナフィラキシー	
1. 食物アレルギーとは	6
2. アナフィラキシーとは	6
3. 緊急時に備えた処方薬	7
第3章 学校給食における食物アレルギー対応の手続き	
1. 学校給食の食物アレルギー対応フローチャート	8
2. 除去食・代替食の対応実施までの流れ	9
3. 年度ごとの継続手続き	11
4. 実施内容の変更手続き	11
5. 実施中止の手続き	12
6. 「食物アレルギー対応実施までの流れ」における役割分担表(例)	13
第4章 学校における対応	
1. 校内体制の確立	14
2. 教職員等の役割	14
3. 献立表等の確認	17
4. 学校での配慮事項	18
第5章 調理場における対応	
1. 安全な給食提供をするための献立作成	22
2. 実施献立の共有	23
3. 食物アレルギー対応食が提供できる体制づくり	24
4. 食物アレルギー対応食の調理、配送手順	25
5. 適時チェック作業	26
様式・参考資料	27
各種様式(様式第1号～様式第8号、学校生活管理指導表)	28～37
各種参考資料(参考資料1-1～参考資料8-3)	38～51

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

1. はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進はもとより「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解するための教材として、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資する重要な役割を担っており、全ての児童生徒が安心して学校給食の提供を受けることができる環境が必要です。

学校給食における食物アレルギーへの適切な対応については社会的にも大きな課題であり、文部科学省では、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年3月には同会議が取りまとめた報告書を踏まえて今後さらに施策の充実に取り組むとしています。

近年、食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあるなか、食物アレルギー事故の予防は、学校給食における重要かつ喫緊の課題であると考えています。

この課題への取組の一環として、松江市教育委員会では、給食を取り巻く関係者の共通認識のもと、安全で適切な食物アレルギー対応を実施することを目的に、各関係機関等の役割や手続きの流れを明示した本マニュアルを平成26年11月に作成しました。

その後、平成27年3月には、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」により、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となるよう、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項が示されました。この指針や本市の実情に即した内容とするため、必要に応じて本マニュアルの改訂を行っています。

食物アレルギーの原因食物や症状は個人によって異なるため、学校給食における事故を未然に防ぐには、それぞれの児童生徒にきめ細やかな個別の対応をすることが必要です。したがって、保護者、学校、教育委員会等が児童生徒の状況について情報を共有するとともに、食物アレルギーとその対策について正しく理解し、互いに連携しながら組織的に取り組むことが求められます。

各学校及び調理場では、本マニュアルを活用し、学校や調理場ごとの実情にあった個別のチェックマニュアル等を整備し、全ての児童生徒が給食の時間を安心して楽しく過ごすことができるよう努めていただきますようお願いいたします。

2. 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場（※）の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

3. 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

松江市の学校給食における食物アレルギーの対応は、学校や調理場ごとの能力や環境（体制・人的環境・物理的環境）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえ、現状で行うことのできる最良の対応を検討し、安全性を最優先に可能な範囲で実施します。給食センターごとの基準となる対応状況は別項(p. 5)の一覧のとおりです。

なお、幼稚園での実施にあたっては、本マニュアル中「児童生徒」を「園児」に、「学校」を「幼稚園」に読み替えて対応してください。

松江市の学校給食食物アレルギー対応実施にあたっては、下記の①～④の全てを満たす場合において対応を行います。

【食物アレルギー対応対象児童生徒の条件】

- ① 医師の診察や検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② 献立によっては、給食を食べることができない場合があること。
- ③ 原因食物が特定されており、医師から食事の管理を指示されていること。
- ④ 家庭でも原因食物の除去を行うなど食事の管理を行っていること。

○学校給食における食物アレルギー対応が必要な人は、医師の診断書〔「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」以下、「管理指導表」という。〕の提出が必要です。

- ① 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年提出を求めます。
- ② 医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示等が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう必要があります。（大きな症状の変化があった場合にはこの限りではありません。）
- ③ 管理指導表の記載に係る文書料等は、保護者負担です。（R4.4～保険適用）

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

○極微量で強く反応が誘発されるアナフィラキシー（*1）症状のある児童生徒については、学校給食でコンタミネーション（*2）を避けることは困難なことから、安全性確保の観点から食物アレルギー対応の対象とはしません。

（*1） アナフィラキシーとは・・・p. 6 アナフィラキシーとはを参照

（*2） コンタミネーションとは・・・給食の調理過程で機械や器具から偶発的に微量のアレルゲン（アレルギーを引き起こす物質）が混入してしまうこと

弁当対応の考慮対象

出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合（①～⑥）は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

- ① 調味料・だし・添加物の除去が必要
- ② 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
- ③ 多品目の食物除去が必要
- ④ 食器や調理器具の共用ができない
- ⑤ 油の共用ができない
- ⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

○除去食・代替食（食物アレルギー対応食）は、原則として副食について実施します。

献立作成時の配慮について

献立の工夫

- ・1日の献立で原因食物ができるだけ重複しないように配慮する。
- ・1ヶ月の献立で同じ原因食物を連続して使用しないよう配慮する。
- ・原因食物の除去が可能な献立の検討を図る。

物資選定

- ・給食に使用しない食品・・・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ
- ・給食に使用する食品は、原則加熱処理をして提供します。
- ・アレルゲンの少ない、または含まれていない食品を選定するよう努めます。

給食費について

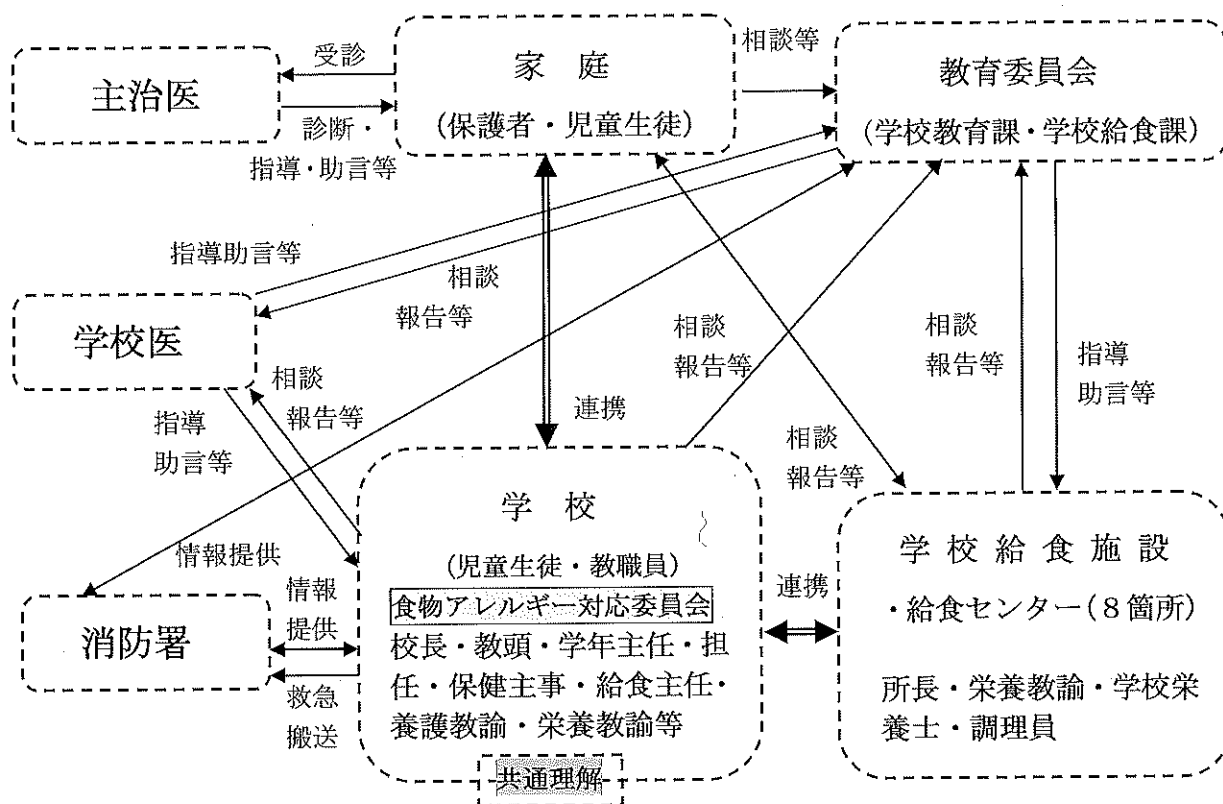
- ・食物アレルギー対応食の給食費は、通常の学校給食費と同じです。

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

学校給食における食物アレルギー対応は、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】の4つに大別します。

<p>詳細な献立表対応【レベル1】とは</p> <p>学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食物を除いて食べる対応。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ①学校（特に学級担任）が除去する原因食物を正しく理解する。万一、食べてしまった場合の対処方法も確認しておく。 ②除去すべき原因食物については、保護者が児童生徒と確認し本人に取り除く原因食物をよく理解させておく。保護者は学校にも事前に連絡をする。 ③学校（特に学級担任）は給食内容と原因食物を日々確認し、複数の関係者でチェックする等、誤食事故がないように注意する。
<p>弁当対応【レベル2】とは</p> <p>全ての学校給食に対して弁当を準備させる“完全弁当対応”と、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を準備させる“一部弁当対応”がある。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ①弁当管理方法は学校の状況に応じ、安全で衛生的な方法を決めておく。 ②詳細な献立表をもとに保護者と連携し、事前に弁当で代用するものを決める。 ③学校（特に学級担任）は給食内容と原因食物を日々確認し、複数の関係者でチェックする等、誤食事故がないように注意する。 ④食器は他の児童生徒と同じものに盛り付けるなど、保護者や本人の希望に対し柔軟に対応する。
<p>除去食対応【レベル3】とは</p> <p>申請のあった原因食物を除いた学校給食を提供する。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ①通常食を基本に除去献立を作成し、調理現場での対応に必要な工程表・動線図等を作成する。 ②調理現場では、的確に除去するとともに、混入がないように栄養教諭等は調理員と綿密な打ち合わせを行い、危機管理と衛生管理体制の充実を図る。 ③配食、配送、配膳についての点検や管理等、連携調整を確認する。 ④「食物アレルギー対応献立表」を作成し、保護者や学級担任などへ配付する。 ⑤学校（特に学級担任）は給食内容を確認し、複数の関係者でチェックする等、誤食事故がないように注意する。
<p>代替食対応【レベル4】とは</p> <p>申請のあった原因食物を通常食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補った代替食を提供する。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ①通常食とは全く別に調理作業ができるよう、調理場での対応に必要な工程表・動線図等を作成する。 ②【レベル3】の②～⑤と同じ（④は献立表で代替食を提示する）

4. 関係機関との連携



5. 各給食センターの対応状況 (令和8年4月現在)

No.	提供センター	提供校	対応状況 (※)
1	南学校給食センター	雑賀小・古志原小・竹矢小・乃木小・忌部小・大庭小・三中・湖南中・湖東中・玉湯学園・たまゆ幼	レベル1, 2, 3, 4 (ただし除去食・代替食は、鶏卵・乳・えび・かにアレルギーのみ対応)
2	北学校給食センター	津田小・中央小・川津小・朝酌小・持田小・本庄小・美保関小・二中・四中・本庄中・美保関中・八束学園	レベル1, 2
3	西学校給食センター	母衣小・城北小・内中原小・法吉小・生馬小・古江小・大野小・秋鹿小・一中・湖北中	レベル1, 2
4	鹿島学校給食センター	恵曇小・佐太小・鹿島東小・鹿島中・佐太幼・講武幼	レベル1, 2, 3, 4
5	島根学校給食センター	島根小・島根中	レベル1, 2, 3, 4
6	八雲学校給食センター	八雲小・八雲中	レベル1, 2, 3, 4
7	宍道学校給食センター	宍道小・来待小・宍道中	レベル1, 2, 3, 4
8	東出雲学校給食センター	出雲郷小・掛屋小・意東小・東出雲中	レベル1, 2

※レベルの説明 (p. 4 参照)

第2章 食物アレルギー・アナフィラキシー

出典：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂
令和2年3月25日 公益財団法人 日本学校保健会

1. 食物アレルギーとは

定義 一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

症状 皮膚症状が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

病型 児童生徒等に見られる食物アレルギーは大きく3つの病型に分類されます。

① 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどはIgE抗体が関係します。

② 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群はIgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（交差反応といえます）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。焼きリンゴやジャムなど加熱された果物では反応しないことがほとんどです。

③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。IgE抗体が関係します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は2012年と2013年の横浜市での調査では小学校で21,000人に1人、中学生で6,000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら原因の食物の診断が難しい例も見られます。

2. アナフィラキシーとは

定義 アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来するような場合を、特に**アナフィラキシーショック**と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。

症状 皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

3. 緊急時に備えた処方薬

緊急時に備え処方される医薬品としては、皮膚症状等の軽症症状に対する内服薬とアナフィラキシーに対して用いられるアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」があります。アナフィラキシーに対しては、早期のアドレナリンの投与が有効で、医療機関外では同薬のみが有効と言えます。

① 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）

内服薬としては、多くの場合、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方されています。しかし、これらの薬は、内服してから効果が現れるまでに30分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。誤食時に備えて処方されることが多い医薬品ですが、軽い皮膚症状などに対して使用するものと考えてください。アナフィラキシーやアナフィラキシーショックなどの重篤な症状には、内服薬よりもアドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）をすぐに注射する必要があります。

② アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。

医療機関での救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されており、患者自らが注射できるように作られています。このため、患者が正しく使用できるように処方の際に十分な患者教育が行われることと、それぞれに判別番号が付され、使用した場合の報告など厳重に管理されていることが特徴です。

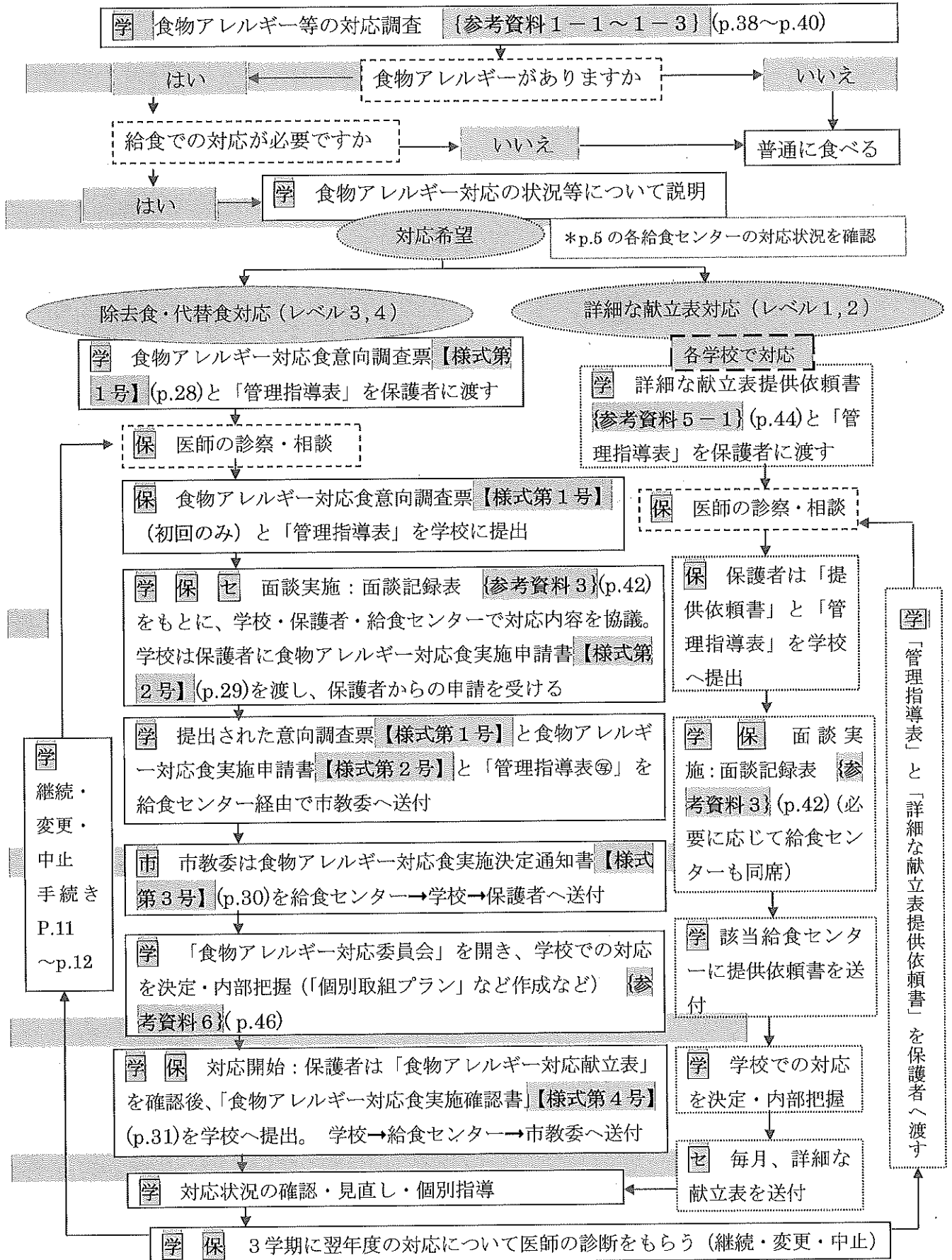
「エピペン®」は医療機関外での一時的な緊急補助治療薬ですから、万一、「エピペン®」が必要な状態になり使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。



第3章 学校給食における食物アレルギー対応の手続き

1. 学校給食の食物アレルギー対応フローチャート

実施主体：学 学校 保 保護者
セ 給食センター 市 市教委



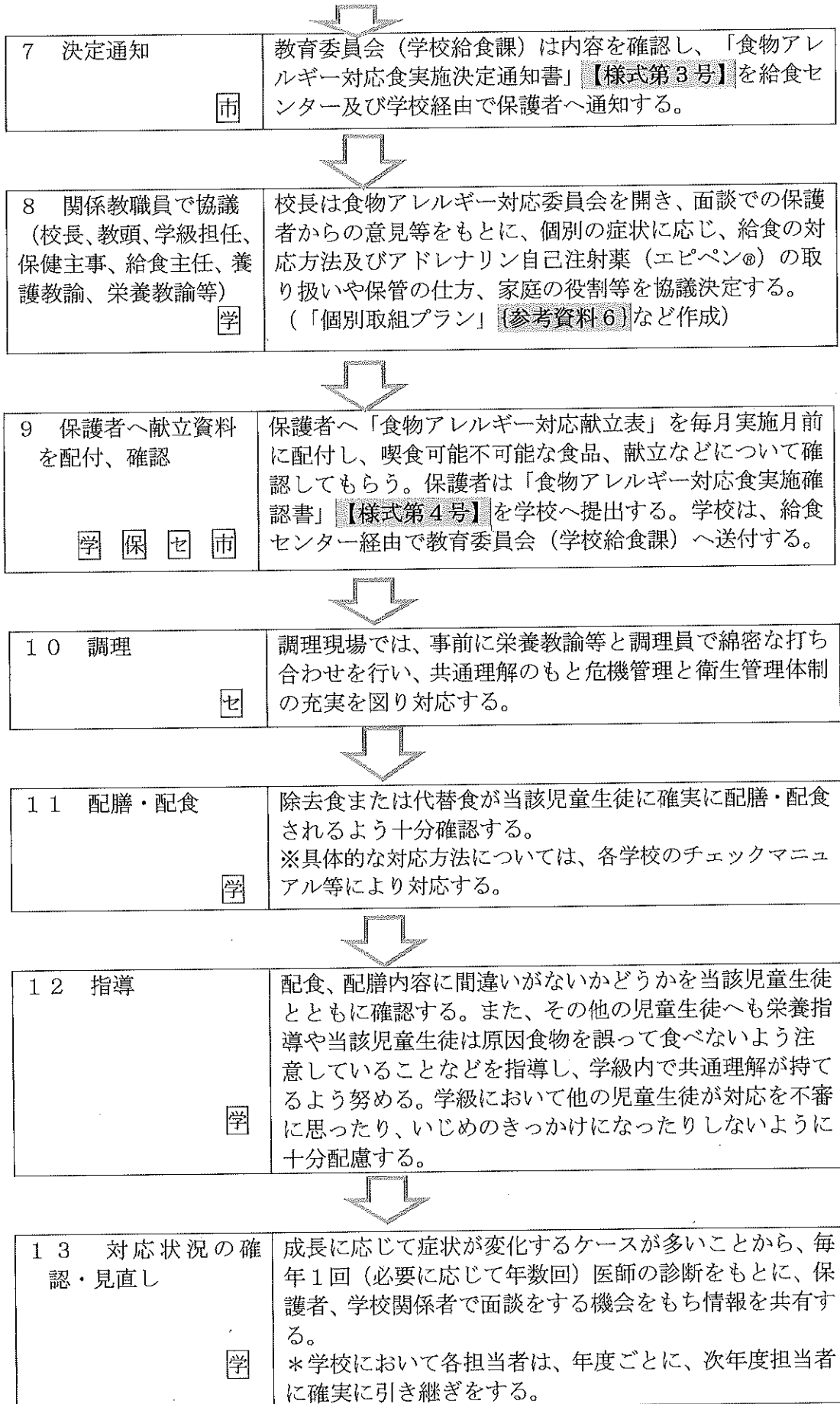
2. 除去食・代替食の対応実施までの流れ
(レベル3) (レベル4)

【実施までの流れ】 「スケジュールモデル」 [参考資料7-1・7-2] (p.47・48)

実施主体： 学校 保護者 給食センター 市教委

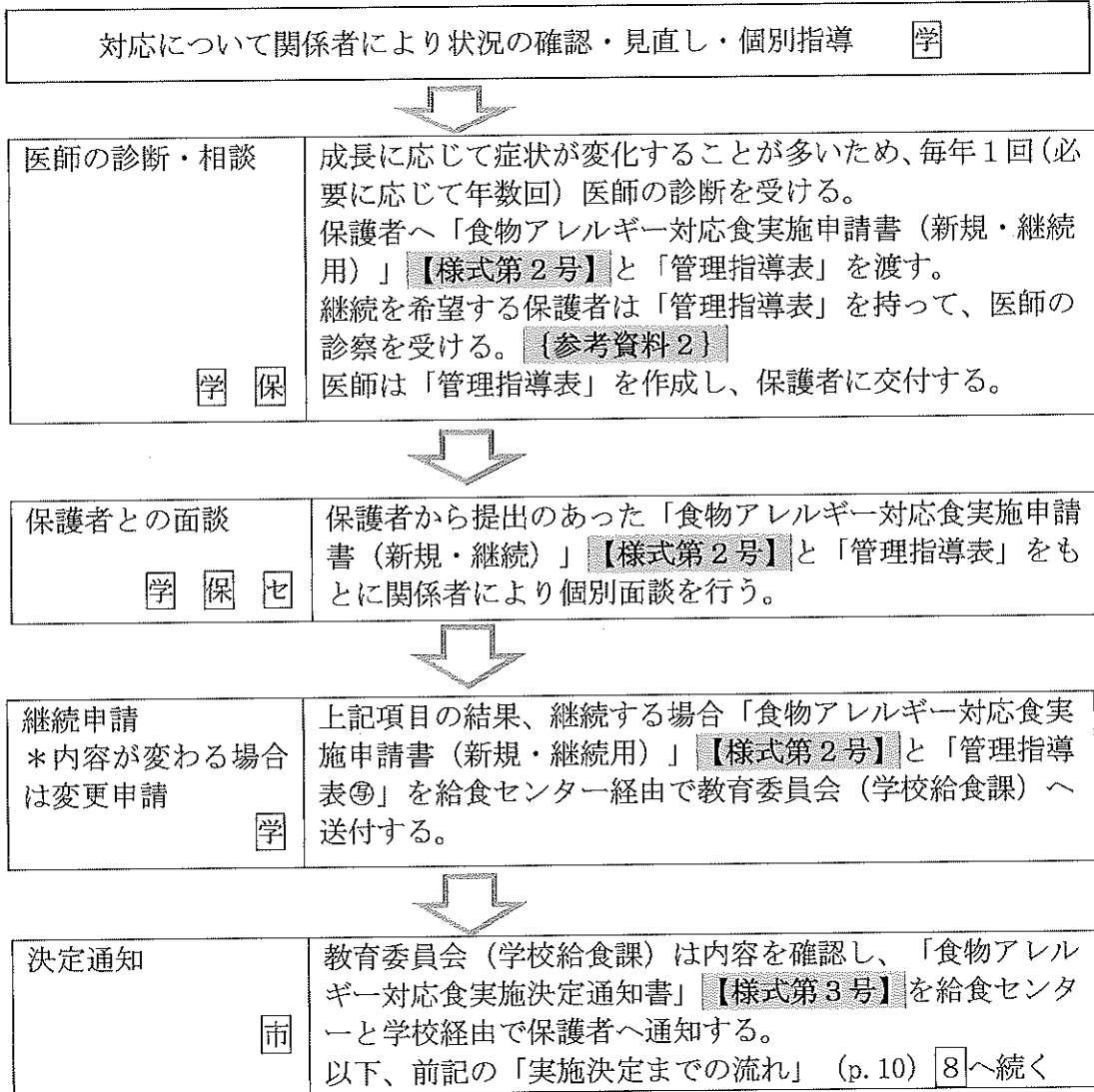
<p>1 食物アレルギー調査の依頼および実施</p> <p>(小学校新1年生は ・10月初め 調査票配付 ・11月頃 調査票回収 中学校新1年生は 入学前の3学期)</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 学</p>	<p>各学校で食物アレルギー調査を実施 調査時期は、新学期等からの対応に必要な期間を考慮して実施する。 「食物アレルギー調査」 [参考資料1-1~1-3]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">時期</td> <td>パターンA (新1年生)：就学時健康診断などで実態調査 パターンB (進級時)：3学期に新年度へ向けた対応の継続等の確認 (p.11 参照) パターンC (新規発症・診断及び転入時)：新規に発症・診断した場合、もしくは転入時に対応</td> </tr> </table>	時期	パターンA (新1年生)：就学時健康診断などで実態調査 パターンB (進級時)：3学期に新年度へ向けた対応の継続等の確認 (p.11 参照) パターンC (新規発症・診断及び転入時)：新規に発症・診断した場合、もしくは転入時に対応
時期	パターンA (新1年生)：就学時健康診断などで実態調査 パターンB (進級時)：3学期に新年度へ向けた対応の継続等の確認 (p.11 参照) パターンC (新規発症・診断及び転入時)：新規に発症・診断した場合、もしくは転入時に対応		
<p>2 食物アレルギー対応食の意向調査</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 学</p>	<p>1の調査により把握した該当児童生徒の保護者に対し、食物アレルギーの対応範囲等内容について説明し、対応方法の希望確認を行う。給食時の対応を必要とする人は「3 診察・相談」に進む。「食物アレルギー対応食意向調査票」 [様式第1号] と「管理指導表」を渡す。</p>		
<p>3 診察・相談</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 保</p>	<p>給食時の対応を希望する児童生徒は、「管理指導表」を持って、医師の診察を受ける。 [参考資料2] (p.41) 医師は、「管理指導表」を作成し、保護者に交付する。</p>		
<p>4 意向調査票等の提出</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 保</p>	<p>保護者は、「食物アレルギー対応食意向調査票」 [様式第1号] と「管理指導表」を学校に提出し、希望を申し出る。</p>		
<p>5 保護者との面談</p> <p>(校長、教頭、学級担任、保健主事、給食主任、養護教諭、栄養教諭等)</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 学 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> セ</p>	<p>面談者は、「食物アレルギー対応食意向調査票」 [様式第1号] と「管理指導表」をもとに「面談記録表」 [参考資料3] を用い、当該児童生徒の保護者から詳細を聞きとる。 学校と調理場で対応できる範囲を説明するとともに、共通理解を図ったうえで、対応方法を協議する。学校は保護者に「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)」 [様式第2号] を渡し、保護者からの申請を受ける。</p>		
<p>6 申請</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 学</p>	<p>各学校は、「食物アレルギー対応食意向調査票」 [様式第1号]、「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)」 [様式第2号]、「管理指導表⑨」を給食センター経由で教育委員会(学校給食課)へ送付する。</p>		

第3章 学校給食における食物アレルギー対応の手続き

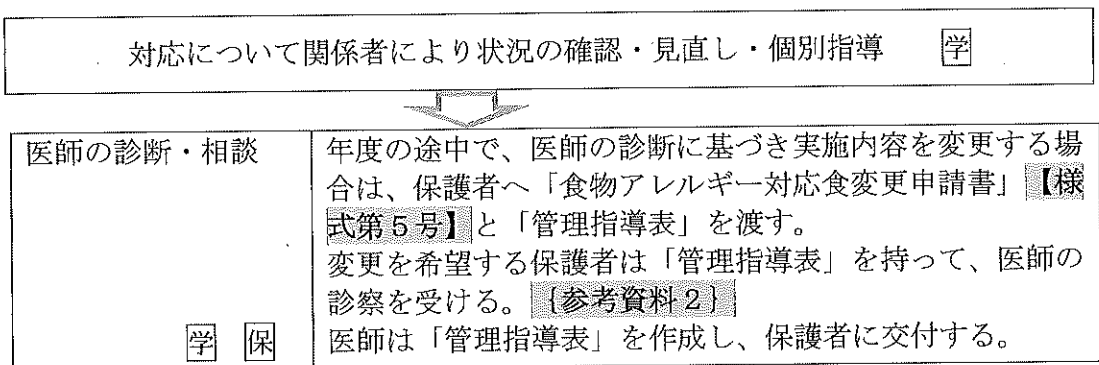


3. 年度ごとの継続手続き

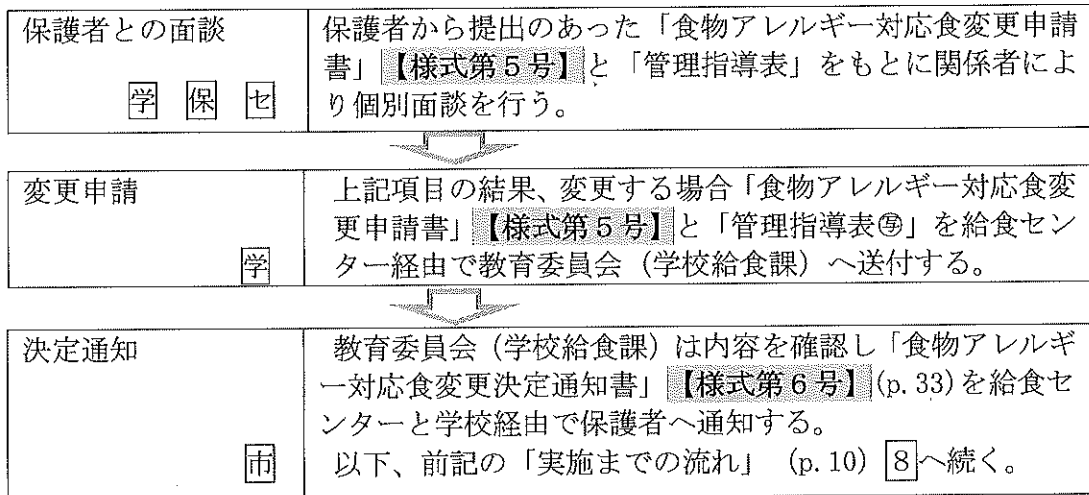
年度の区切りごとに継続手続きが必要です。なお内容が変わる場合は「食物アレルギー対応食変更申請書」【様式第5号】(p.32)を提出します。



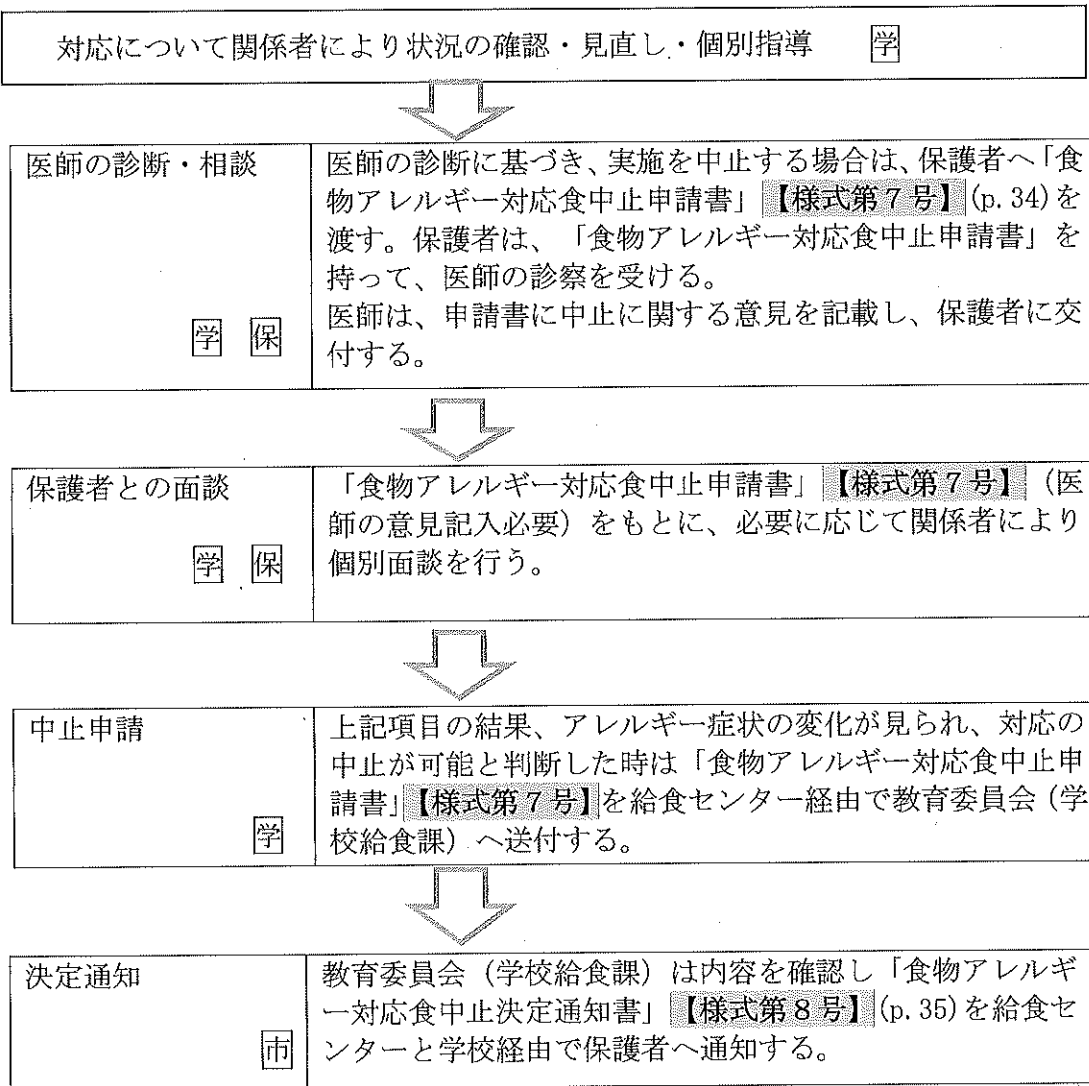
4. 実施内容の変更手続き



第3章 学校給食における食物アレルギー対応の手続き



5. 実施中止の手続き



* 詳細な献立表対応（レベル1）、弁当対応（レベル2）については、【参考資料4】(p. 43)を参照して下さい。

6. 「食物アレルギー対応実施までの流れ」における役割分担表（例）

★各学校の実情にあった役割分担で対応してください。

		本人		市	学校								給食センター		
		児童生徒	保護者	主治医	教育委員会	校長(教頭)	学級担任	保健主事	給食主任	養護教諭	栄養教諭☆	その他教職員※	所長	栄養教諭等	調理員
①対応申請の確認:保護者に“学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)”の提出依頼をする。															
↓	(1)		◎		●	◎	▲	●	◎	◎	◎				◎
	(2)		◎				▲		◎	◎			◎		
	(3)				▲		▲		◎	◎					
	(4)		◎	●			▲		◎	◎	▲			▲	
②個別面談:書類が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。(必要に応じて主治医も関わる。)															
↓	(5)		◎	▲		◎	◎	◎	◎	◎	◎		●	◎	
③面談記録表の作成・対応実施の決定:面談の結果を受けて、面談記録表その他の資料作成をする。															
↓	(6)		●			●	▲	●	◎	◎	◎			◎	
	(7)					◎	●		●				●		
	(8)				◎	◎					◎		◎	◎	
④食物アレルギー対応委員会設置と開催:左記の会を開催し、対応方法の検討・決定する。(主治医や専門医と連携する)															
↓	(9)		▲	▲	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	▲	
	(10)		▲			◎	◎	●	◎	◎	◎		▲		
	(11)					◎	◎	◎	●	◎	◎	●		▲	
⑤対応内容の把握:教育委員会は「食物アレルギー対応委員会」からの要望・相談を受け、内容の把握、環境整備や指導を行う。															
↓	(12)				◎	◎							●		
⑥最終調整と情報の共有: 校長は④で決定した「取組プラン」を、「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」で全教職員へ周知徹底する。 保護者へ対応内容を通知の際、必要に応じて具体的な内容の調整を行う。															
↓	(13)		●		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	◎
⑦対応の開始:学校給食における食物アレルギー対応を開始する。															
↓	(14)				●			▲		◎			●	◎	
	(15)	◎	◎		▲		●		◎	●	●	▲		▲	
	(16)	◎	◎		▲	◎	◎	●	◎	●	◎	●	◎	◎	
	(17)												●	◎	◎
	(18)		●				◎		▲				●		
	(19)		●			▲		◎		◎		●	●		●
⑧評価・見直し・個別指導:定期的に対応の評価と見直しを行う。栄養教諭等は必要に応じて食物アレルギーに関する個別指導を行う。															
↓	(20)		●	▲		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	▲
	(21)		●	▲		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	▲

◎ : 主に役割を担っている、チームのメンバーである
 ● : 役割がある、参加する必要がある
 ▲ : 体制によっては関与することがある

※は学年主任や副担任、学級補助、同学年他学級の担任等を示す。 ☆は栄養教諭が配置されている学校の場合。

第4章 学校における対応

1. 校内体制の確立

- (1) 「食物アレルギー対応委員会」設置の趣旨
校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。
- (2) 設置及び構成員
・ 学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定する。
・ 委員は、校長、教頭、学年主任、学級担任、保健主事、給食主任、養護教諭、及び栄養教諭等教職員、必要に応じて給食センター所長、学校医等で構成する。
- (3) 「食物アレルギー対応委員会」の開催
・ 校長は必要に応じて、構成員を招集し、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定する。
・ 保護者との面談や確認書類事項を考慮し、個別の取組プラン案をもとに、個々の給食対応の詳細を決定する。
・ 各学校の実情に合わせた個別のマニュアル等を整備する。
- (4) 対応決定と周知
・ 対応委員会で決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるよう周知する。
・ 保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

2. 教職員等の役割

各学校の実情に合わせ、役割分担を行ってください。(p.13参照)

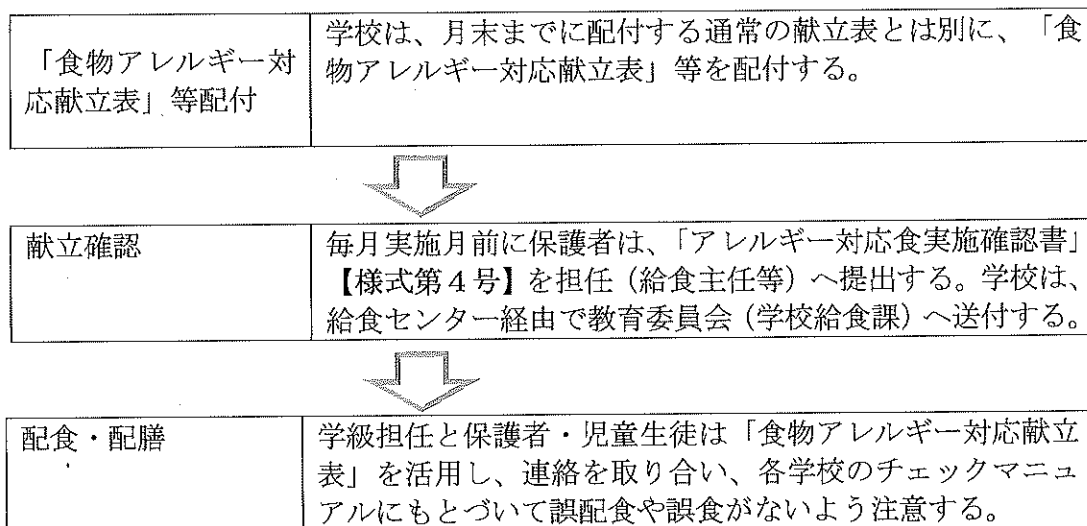
校長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食物アレルギー対応委員会」を招集する。 ・ 全教職員の共通理解が図られるように危機管理体制を構築する。 ・ 保護者と面談した際に学校の基本的な考え方等を説明し、理解を得る。 ・ 関係教職員と話し合いの後、対応を決定する。 ・ 全教職員に対して、食物アレルギーについての知識や緊急時対応について周知を図る。また、医薬品(エピペン®を含む)を学校へ持ってくることを許可した場合は、必要なときに全教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修会等で周知徹底をする。
教頭
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者や関係機関との窓口として全体の連絡調整を行う。

<p>学級担任・学年主任</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの連絡をすぐに関係教職員に伝え、連携を密にする。 ・食物アレルギー対応を必要とする児童生徒の食べられない料理を確認し、配膳された給食内容を確認する。そして安心して楽しい給食時間を過ごすことができるよう十分配慮する。 ・保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。 ・食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、児童生徒全員に食物アレルギーを正しく理解するための指導を推進する。当該児童生徒の保護者の了解のもと、食物アレルギーを有する児童生徒の状況を理解し、自分にできることを考え実践できるように指導を行う。 ・緊急時の対応や連絡先を保護者から知らせてもらい、全教職員間で確認する。
<p>保健主事</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童生徒の実態を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原因食物 ➢ 食物アレルギー症状 ➢ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態 ➢ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容 ・学級担任、給食主任、養護教諭との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学級担任：食物アレルギー対応児童生徒の食物アレルギー情報を提供 ➢ 給食主任：食物アレルギー対応児童生徒についての情報交換 ➢ 養護教諭：食物アレルギー対応児童生徒の実態・食物アレルギー症状発生時の対応について協議 ・食物アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認し、校内体制を整える。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主治医、学校医との連携を図る。食物アレルギー対応児童生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認し、全教職員の共通理解を図る。
<p>給食主任</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新入生の食物アレルギー調査を行い、食物アレルギーの実態を把握する。 ・給食センターや教育委員会（学校給食課）への申請等の手続き書類の確認をする。 ・保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・学校給食でどのような対応ができるかを検討し、校長に報告する。 ・学校での対応が決定したら、関係教職員や保護者とともに毎月の対応について協議する。 ・必要があれば、保護者に「詳細な献立表」等を配付し、児童生徒・保護者が喫食についてチェックした内容を確認する。 ・給食時の指導について全教職員に状況を伝えてアドバイスをする。

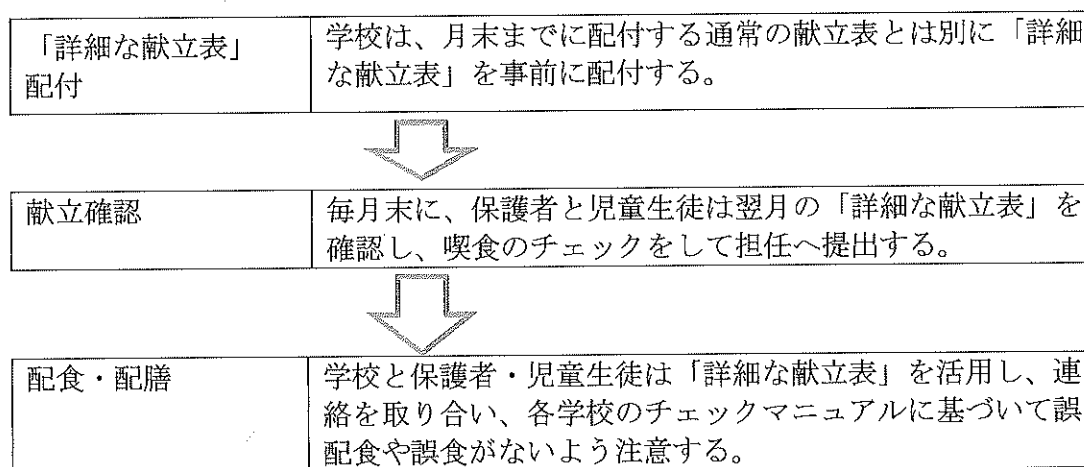
<p>養護教諭</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生の食物アレルギー調査を行い、食物アレルギーの実態を把握する。 ・ 保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童生徒の実態を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原因食物 ➢ 食物アレルギー症状 ➢ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態 ➢ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容 ・ 保健主事、学級担任、給食主任との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健主事：食物アレルギー対応児童生徒の実態・食物アレルギー症状発生時の対応について協議 ➢ 学級担任：食物アレルギー対応児童生徒の食物アレルギー情報を提供 ➢ 給食主任：食物アレルギー対応児童生徒についての情報交換 ・ 食物アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認し、校内体制を整える。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主治医、学校医との連携を図る。食物アレルギー対応児童生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認し、全教職員の共通理解を図る。
<p>栄養教諭</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との面談に同席し、原因食物について、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・ 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安心して楽しい給食時間を過ごすことができるよう十分配慮する。 ・ 保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原因食物 ➢ 食物アレルギー症状 ➢ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態 ➢ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容 ・ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会を見つけて伝える。

3. 献立表等の確認

(1) 除去食（レベル3）・代替食（レベル4）希望者



(2) 詳細な献立表対応（レベル1）・弁当対応（レベル2）希望者



4. 学校での配慮事項

(1) 食物アレルギーを正しく理解するための指導

学校給食において食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、

- ・除去食や代替食などの対応食を食べる。
- ・給食の副食から、特定の食物を除去しながら食べる。
- ・家庭から食物を準備して食べる。

などにより、発達段階や児童生徒個々のおかれている状況によっては苦痛や負い目を感じたり、萎縮したりすることがあります。

そのため、児童生徒全員が食物アレルギーについて正しく理解することができるよう、指導の充実を図る必要があります。発達の段階に応じて互いの違いを認め合い、共に給食時間を楽しみ、食を通して成長していくように指導をすることが重要になります。

教職員全員が食物アレルギーについての研修を積み、資質の向上に努めることが大切です。

(2) 指導のうえで必要な配慮

①本人に対して

保護者との連携を密にし、食物アレルギーを有する児童生徒自身が、食品を選択して食べる能力を身につけ、自立的に対処できるよう指導することが必要です。

(具体例)

- ・本人が食べられない食品が分かり、誤って食べた時にどんな症状が現われるか知っておく。
- ・本人が具合悪くなったら担任へすぐに連絡をする。

また、他と異なる給食をとることについて、心理面等個々の状況に応じた配慮が大切です。

②他の児童生徒に対して

食物アレルギーについて正しい知識が得られるよう指導するとともに、当該児童生徒の保護者の了解のもと、食物アレルギーを有する児童生徒の状況を理解し自分にできることを考え実践できるように指導及び配慮をすることが大切です。

③保護者に対して

食物アレルギーを有する児童生徒についての情報を保護者と学校側とが相互に把握するように努め、保護者との連携を密にすることが大切です。特に、給食指導や健康管理にあたって、当該児童生徒の情報提供についての理解と協力を求めることが大切です。

また、食物アレルギー対応食については、全ての原因食物に対応することは困難であり、状況によっては家庭からの弁当を準備してもらうことへの理解を求める必要があります。

併せて、食物アレルギーは年齢とともに変化する事例も多いことから、学校給食の対応にあたっては毎年1回(必要に応じて年数回)医師の診断を受け「管理指導表」の提出が必要です。

家庭で保護者から子どもに伝えてもらうこと

- ・子どもにアレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても、注意が必要なこと等を十分に伝える。
- ・医師からの指示内容を、自分の子どもの理解度に合わせわかりやすく説明する。
- ・食物アレルギーのために食べられない料理は、子どもと一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子どもに知らせる。
- ・学校で具合が悪くなった時は、すぐに学級担任（不在の時は近くにいる教職員）に申し出るように伝える。

*①～③における具体的な配慮事項

- ・偏食や好き嫌いとは食物アレルギー対応の相違を明確にする。
- ・食べ物に感謝し残さず食べることは大切であるが、食物アレルギーを有する児童生徒にとっては、精神的・身体的な負担となることに配慮する。

(3) 入学時、転出入時等の配慮

入学時、転出入時は、学校環境・家庭環境・社会環境の違いからさまざまな変動があるため、特に次の点に注意が必要です。

- ①学校給食について、入学前の状況を従前の保育所（園）・幼稚園・幼保園・学校等と、また、転出先、転入前の学校と連携をとり、学校における配慮事項と対応について具体的な情報交換を行う。
- ②児童生徒のアレルギーの状況、緊急時対応等について詳細に連絡を取り合うようにする。
- ③入学時、転入時は、食物アレルギー調査〔参考資料1-1・1-2・1-3〕を実施し、食物アレルギーの状況を把握する。
- ④入学時、転入時は、該当の学校給食センターの食物アレルギー対応状況（p. 5）について説明をする。
なお、食物アレルギー対応をしている児童生徒が、市内転入の場合は「管理指導表」を以前在籍していた学校より引き継ぐ。
- ⑤学校内で情報の共有を図る。
- ⑥児童クラブへ入所する児童の場合は、必要に応じて保護者への同意のもと「管理指導表」を児童クラブへ提供するなど、情報の共有に努める。

(4) 誤配食防止の体制とチェックマニュアル等の整備と活用

- ①各学校や児童生徒の実情に応じて、誤配食を防止するための体制とチェックマニュアルを整備する。
- ②配食、配膳前及び喫食前には、喫食不可について本人と給食指導者等複数で確認をする。

(5) 緊急時の体制整備と校内研修の充実

- ① 島根県教育委員会発行の「学校危機管理の手引」や「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」、本市教育委員会が策定した「市立学校・社会教育施設における危機管理マニュアル策定の指針」を参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備する。
- ② 緊急時対応のための実践的訓練などに取り組む。

(6) 学校給食における食物アレルギー対応に関する事故等発生時の対応

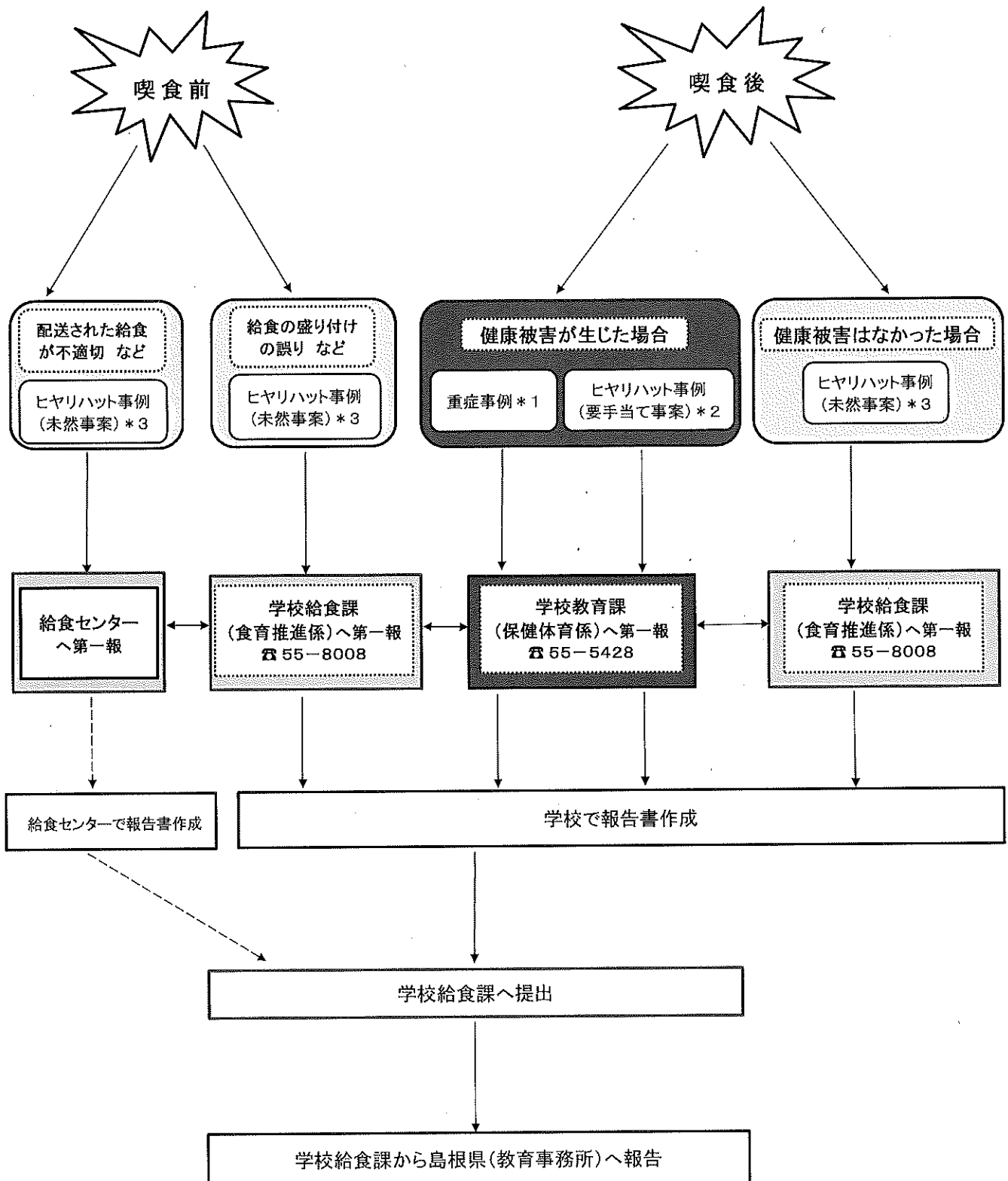
- ① 配送された給食が、食物アレルギーを有する児童生徒にとって不適切であると考えられる場合、学校は速やかに給食センターへ電話連絡をする。給食センターは学校給食課と連携し、直ちに状況調査を行い、必要な場合は当該児童生徒のいる学校へ連絡し、対応を指示する。
- ② 学校給食における食物アレルギー対応に関する事故等が発生し、児童生徒に健康被害が生じた場合〔重症事例（※1）、ヒヤリハット事例の要手当て事案（※2）〕は学校教育課へ、児童生徒に健康被害はなかった場合〔ヒヤリハット事例の未然事案（※3）〕は学校給食課へ、学校は速やかに電話連絡をする。学校教育課及び学校給食課は、双方が連携し、必要な場合は当該児童生徒のいる学校へ連絡し、対応を指示する。

	事 例	内 容
※1	重症事例	救急車により搬送した事案。(エピペン [®] 使用を含む)
※2	ヒヤリハット事例 (要手当て事案)	救急車では搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼしたりした事案。
※3	ヒヤリハット事例 (未然事案)	児童生徒に健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類似事故が多く発生することが考えられる事案。

(7) 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

- ① 校長は、重症事例及びヒヤリハット事例について、「学校給食における食物アレルギー重症事例及びヒヤリハット事例発生報告書」〔参考資料8-1〕(p.49)により、対応完結後速やかに、学校給食課長へ報告書を提出する。なお、生命に関わる重大な事案や救急搬送された場合には、「食物アレルギー重症事例発生時対応記録」〔参考資料8-2〕(p.50)など時系列の記録がわかる書類を添付すること。また、喫食前の配送された給食が不適切であった場合は、給食センター所長が、学校給食課長へ報告書を提出する。
- ② 報告内容は市で集約し、必要により学校へフィードバックすることで事故防止の徹底に努める。
- ③ 校長は、事故の把握と把握のためのシステム構築に努める。また、事故が発生した場合は原因究明を行い、原因が判明したら防止策を協議・決定し、周知運用する。

(8) 学校給食における食物アレルギー事故等発生時の報告フローチャート



- *1 救急車により搬送した事案とする。(エピペン®使用を含む)
- *2 救急車では搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼしたりした事案とする。
- *3 児童生徒に健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類似事故が多く発生することが考えられる事案とする。

第5章 調理場における対応

1. 安全な給食提供をするための献立作成

(1) 使用する頻度を検討する必要がある食物

①特に重篤度の高い原因食物：そば、落花生(ピーナッツ)、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ

松江市においては、学校給食での提供をしていません。

②特に発症数の多い原因食物：卵・乳・小麦・えび・かに

提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名となるよう努めます。

③その他、対応申請のあった食物

調理場の実情や児童生徒の実態に応じて、対応を検討します。

(2) 調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、基本的に除去する必要はありません。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤な食物アレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

(3) 調理等の工夫

栄養教諭等は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認します。

- ・原因食物を使用しない調理方法にする。
 (例) 唐揚げ、フライの衣等で、小麦粉のかわりに米粉やじゃがいもでんぷんを使用する
 フライの衣等に卵を使用しない
- ・原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにする。
 (例) ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる
- ・原因食物が入っている料理と、除去した料理で形を変えてわかりやすくする。

(4) 料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫します。

① 献立表

- ・料理ごとの食物アレルギー原因食物がわかる献立表（詳細な献立表）や対応食がわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有します。
- ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにします。

② 料理名

- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名となるよう努めます。

(5) 献立表の確認

献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。

2. 実施献立の共有

決定した献立は、詳細な献立表等により、栄養教諭等と保護者（及び児童生徒）とで確認し、学校・調理場の関係職員と共有します。共有の方法は、食物アレルギー対応委員会で明確にしておきます。

【献立変更時の対応方法の決定】

献立の変更は、やむを得ない場合のみとし、児童生徒、保護者及び関係者全員が情報を共有できるよう、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、マニュアルや個別の取組プラン等に記載します。

① 検討内容

- ・連絡方法や、保護者や主治医と連絡がとれなかった際の対応等

② 献立変更の可能性

- ・自然災害や天候不順等、納品された食品が発注と異なっていた場合など

3. 食物アレルギー対応食が提供できる体制づくり

(1) 調理器具、食材等の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぎます。

①調理器具・食器の管理

- ・対応食専用の調理器具や食器具類を使用します。その場合は、一般の調理器具や食器具類と区別して保管します。
- ・共同調理場方式では配送用の個別容器を用意し、学校ではそれを置くスペースを確保します。

②食材の管理

- ・物資選定委員会等で決定された安全なものを使用します。
- ・対応用食材は、他の食材と区別して保管します。

(2) 調理担当者の区別化

対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。調理員が十分な数を配置できない場合でも、調理作業等を区分して行えるように配慮します。

対応食担当者は、他と異なる色の専用エプロンを着用するなど区別化をして作業を行います。

作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業をするかを確認します。

《作業工程表作成のポイント》

- ・必ず事前に作成する。
- ・調理員と綿密な打合せを行い共通理解を図る。
- ・通常食の作業工程表の中に対応食の作業工程を明記する。
- ・いつ、どこで、誰が、何に気をつけて(混入・誤配等)作業するか明記する。
- ・途中で取り分ける料理を明記する。

(3) 調理作業場所の区別化

対応食を調理する作業を区別化します。

対応のための作業動線図を作成し、事故予防につなげます。

《作業動線図作成のポイント》

- ・必ず事前に作成する。
- ・通常食の作業動線図の中に対応食の作業動線を明記する。
- ・対応食の動線は、通常食の動線と分けてわかるように明記する。
- ・対応食を調理する場所を明記する。
- ・混入が心配される場所を明記し、注意を促す。

また、調理している途中で対応食用に取り分ける等の作業（釜での調理中、卵を入れる前に取り分ける等）の場合でも、混入を防ぐため、作業動線図を活用するなどにより、作業を区別化します。

4. 食物アレルギー対応食の調理、配送手順

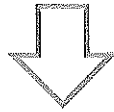
(1) 献立・調理手順等の確認

前日あるいは当日の朝、栄養教諭等と調理にかかわる全員で食物アレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、綿密な打ち合わせを行う。

なお、調理指示書、作業工程表、作業動線図は通常食用のものと対応食用のものを別に作るのではなく、1枚で通常食・対応食に係る作業が確認できるようにする。

【確認項目】

- ・対応が必要な児童生徒
- ・除去、代替する食物と献立
- ・調理の担当者
- ・調理の手順
- ・使用する器具
- ・取り分けるときは、そのタイミング

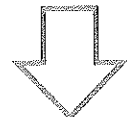


(2) 検収

複数の検収担当者が、使用する食材や調味料を確認し、記録する。

【確認項目】

- ・納品された食材が発注した食材であるか確実に検収する。
- ・加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ食品か確認する。



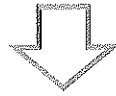
(3) 調理作業

- ・対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして作業を行う。
- ・調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業する。
- ・混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理をする。
- ・通常食と一緒に調理し、原因食材を入れる前に途中で取り分ける場合は、対応食担当者が原因食材の混入がないことを確認してから取り分ける。
- ・事前に決められた確認箇所、事前に決められた方法（ダブルチェック、声出し指差し等）で確認を徹底する。日々の流れ作業にならないように配慮し、安全確保に努める。
- ・通常食と同様、温度管理、保存食の採取、検食を行う。



(4) 配食

- ・材料表、調理指示書をもとに誤調理がないか複数の調理員等でダブルチェックし、記録に残す。
- ・対応食の個人容器は、学年組名前を明記した料理別の耐熱容器を使用することが望まれる。
- ・学校名・学年・組・児童生徒名・献立名と除去等の内容を記載したカード等をつけて誤配を防ぐ工夫をする。



(5) 配送

- ・わかりやすい表示を心がけ、配送先を間違えない工夫をする。
- ・コンテナに入れる際は、複数の調理員等でダブルチェックし、記録に残す。
- ・受配校と連携を密にして、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておく。

5. 適時チェック作業

調理場における作業について、決められた箇所で確認する項目を、決められた方法（ダブルチェック、指差し声出し等）によりチェックし、記録に残します。（確実に行うことにより、事故の予防となり、事故が起きた際は、重要な資料となります。）

なお、調理場における事故及びヒヤリハットが発生した場合は、速やかに学校給食課へ報告します。

様式

(「松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱」により定める様式)

【様式第1号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食意向調査票	28
【様式第2号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)	29
【様式第3号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施決定通知書	30
【様式第4号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施確認書	31
【様式第5号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食変更申請書	32
【様式第6号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食変更決定通知書	33
【様式第7号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食中止申請書	34
【様式第8号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食中止決定通知書	35
【表】	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	(公財)日本学校保健会 作成 36
【裏】	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	(公財)日本学校保健会 作成 37

参考資料

(参考資料は雛形として掲載しています。各学校の実情にあわせ加工して活用して下さい。)

○参考資料1-1	鹿島・島根・八雲・宍道学校給食センター用	
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)	38
○参考資料1-2	南学校給食センター用	
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)	39
○参考資料1-3	北・西・東出雲学校給食センター用	
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)	40
○参考資料2	「学校生活管理指導表」記入のお願い	41
○参考資料3	面談記録表	42
○参考資料4	詳細な献立表対応(レベル1)・弁当対応(レベル2)の流れ	43
○参考資料5-1	詳細な献立表提供依頼書(新規・継続・変更用)	44
○参考資料5-2	詳細な献立表提供依頼書(中止届出用)	45
○参考資料6	食物アレルギー個別取組プラン(案・決定)例	46
○参考資料7-1	食物アレルギー対応スケジュール(小学校用モデル)	47
○参考資料7-2	食物アレルギー対応スケジュール(中学校用モデル)	48
○参考資料8-1	食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時事故報告書	49
	(救急車により搬送した事案とする。エピペン®使用含む)	
○参考資料8-2	食物アレルギーヒヤリハット事例報告書	50
	(救急車では搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼしたりした事案とする。)	
○参考資料8-3	食物アレルギーヒヤリハット未然事案一覧表	51
	(児童生徒に健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類似事故が多く発生することが考えられる事案とする。)	

様式・参考資料ともに学校ネットワークに掲載しています。

松江市学校給食食物アレルギー対応食意向調査票

提出日 年 月 日

(あて先) 松江市教育委員会教育長

(学校経由→給食センター経由→教育委員会)

学校名 (提出時 年 組)

児童生徒氏名

保護者氏名

(ふりがな) 児童生徒氏名	生 年 月 日		
	年 月 日 (歳)		
住 所		電話	
医療機関名・主治医名		電話	

*次表の該当項目に☑または必要事項を記入してください。(必ず「学校生活管理指導表」を添付)

1. 食物アレルギーの状態

食物アレルギー原因食物	
アレルギーの症状 <small>*できるだけ詳しく記述してください。</small>	
運動でアレルギー症状を 発症した経験について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (食事との関連: 有・無) (症状:)
アナフィラキシーショッ クの経験について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (回数: 回) (最近発症した日: 年 月 日) (原因食物:) (症状:)
現在アレルギー疾患の治 療のために使用している 薬剤について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 内服薬 () 吸入薬 () 外服薬 () 注射薬 () その他 ()
緊急時に備えた薬剤等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬剤名:) ※学校に携帯する薬剤等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬剤名:) ※アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) の処方 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2. 学校給食について

今まで	<input type="checkbox"/> 毎日弁当を持参していた <input type="checkbox"/> 献立により、弁当を持参していた <input type="checkbox"/> 自分で除去していた <input type="checkbox"/> 対応食を提供してもらっていた
今後	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーの対応食の実施を希望する。 (意見)

3. 食物アレルギー対応食を希望する場合

【自署または検印】

面談希望日	月 日 時 分
-------	------------

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施申請書 (新規・継続用)

新規 継続 (□にチェックをしてください)

提出日 年 月 日

(あて先)松江市教育委員会教育長

学校名 (提出時 年 組)

児童生徒氏名

保護者氏名

松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名					生年月日	
					年 月 日(歳)	
食物アレルギー 原因食物						
住所					電話 番号	
緊急連絡先	氏名		続柄		電話 番号	
	氏名		続柄		電話 番号	
医療機関名・ 主治医名					電話 番号	

*継続の場合は、変更がない場合にも『学校生活管理指導表』を添付してください。

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施決定通知書

年 月 日

〇〇〇学校

児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の実施について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実施対象 児童生徒	学校名	
	(ふりがな) 氏 名	
事業開始日	年 月 日	
種 別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
対応アレルギー食物		

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施確認書

年 月 日

(あて先)松江市教育委員会教育長

学校名 (年 組)

児童生徒氏名

保護者氏名

月分食物アレルギー対応食は、食物アレルギー対応献立表のとおりとすることについて確認しました。

※変更または注意点がございましたらご記入ください。

(弁当持参を希望する日がありましたらご記入ください。)

月 日までに学校へ提出してください。

(学校 ⇒ 給食センター ⇒ 学校給食課)

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食変更申請書

提出日 年 月 日

(あて先)松江市教育委員会教育長

学校名 (提出時 年 組)
 児童生徒氏名
 保護者氏名

松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の変更について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	生 年 月 日		
	年 月 日 (歳)		
現在の対応 アレルギー原因食物			
住所			電話番号
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号
	氏名	続柄	電話番号
医療機関名・ 主治医名			電話番号

変更後の対応 アレルギー原因食物			

*『学校生活管理指導表』を添付してください。

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食変更決定通知書

年 月 日

〇〇〇学校

児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実施対象 児童生徒	学校名	
	(ふりがな) 氏名	
事業変更開始日	年 月 日	
変更内容		

松江市学校給食食物アレルギー対応食中止申請書

提出日 年 月 日

(あて先)松江市教育委員会教育長

学校名	(提出時 年 組)
児童生徒氏名	
保護者氏名	

医師の診断を受け、松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の中止について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名				生 年 月 日	
				年 月 日(歳)	
現在の対応 アレルギー原因食物					
住 所				電話 番号	
保護者連絡先	氏 名		続 柄	電話 番号	
医療機関名・ 主治医名				電話 番号	
中止の理由	(年 月 日から中止)				

特記事項 (必要事項があれば記入)	
----------------------	--

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食中止決定通知書

年 月 日

〇〇〇学校

児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の中止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実施対象 児童生徒	学校名	
	(ふりがな) 氏名	
事業中止決定日	年 月 日	
対応アレルギー食物		

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点	
アレルギー疾患 アナフィラキシー (あり/なし) 食物アレルギー (あり/なし)		アレルギー疾患 アナフィラキシー (あり/なし) 食物アレルギー (あり/なし)	
病型・治療 1. 即時型 2. 口腔アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 4. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 5. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 6. 運動誘発アナフィラキシー 7. 昆虫 () 8. 医薬品 () 9. その他 () 10. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 11. 鶏卵 () 12. 牛乳・乳製品 () 13. 小麦 () 14. ソバ () 15. ピーナッツ () 16. 甲殻類 () 17. 木の葉類 () 18. 果物類 () 19. 魚類 () 20. 肉類 () 21. その他1 () 22. その他2 () 23. 緊急時に備えた処方薬 24. 内服薬 (折ヒスタミン薬、ステロイド薬) 25. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 26. その他 ()		学校生活上の留意点 A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵黄カルシウム 牛乳：乳糖・乳清凝成カルシウム 小麦：澱粉・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりごだし・魚醤 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項(自由記述)	
病型・治療 1. 症状のコントロール状態 2. 比較的良好 3. 不良 4. 長期管理薬 (吸入) 5. ステロイド吸入薬 6. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 7. その他 8. 長期管理薬 (内服) 9. ロイコトリエン受容体拮抗薬 10. その他 11. 長期管理薬 (注射) 12. 生物学的製剤 13. 発作時の対応 14. ベータ刺激薬吸入 15. ベータ刺激薬内服		学校生活上の留意点 A 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
病型・治療 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 4. 長期管理薬 (吸入) 5. ステロイド吸入薬 6. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 7. その他 8. 長期管理薬 (内服) 9. ロイコトリエン受容体拮抗薬 10. その他 11. 長期管理薬 (注射) 12. 生物学的製剤 13. 発作時の対応 14. ベータ刺激薬吸入 15. ベータ刺激薬内服		学校生活上の留意点 A 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
緊急時連絡先 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____		緊急時連絡先 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____		保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____	

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前

(男・女) 年 月 日生 年 月 組

提出日 年 月 日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) ※重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ※重症の皮疹：軽度の紅斑、乾癬、湿疹、滲出などを伴う病変 ※強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 目-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () 目-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () 目-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		学校生活上の留意点 目 A フール指導及び長時間の紫外線下の活動 1. 管理不要 2. 管理必要 目 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 目 C 汗干後 1. 管理不要 2. 管理必要 目 D その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)		学校生活上の留意点 目 A フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 目 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 目 C その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)		学校生活上の留意点 目 A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 目 B その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等と共有することに同意します。

保護者氏名

●●学校給食センター管内
 新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

松江市立○○○学校長 ○ ○ ○ ○

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。

つきましては、下記の調査票をご記入いただき、○○○○の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

※ 学校給食での対応を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(医師の診断書)を提出していただき、個々の状態を把握して対応します。医療機関への受診や手続き方法、面談については別途連絡します。

※ 「学校生活管理指導表」は、配慮や管理が必要な間は毎年提出が必要です。

※ 「学校生活管理指導表」の記載に係る費用は保護者負担です。(R4.4～保険適用)

*本調査にかかる個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用いたしません。

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -----

学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

フリガナ
 お子様氏名 _____

保護者氏名 _____

1. 現在、食物アレルギーがありますか。

ある ・ ない【→ 調査終了です。】

↓

「ある」と答えた方のみ以下の質問にお答えください。

2. 後日連絡をさせていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。

保護者連絡先 : 電話番号 _____ (自宅・勤務先・携帯電話)

現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 : _____ (年 組)

3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。

(_____)

4. 現在、医師の診断を受けていますか。 いる ・ いない

5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。 はい ・ いいえ

6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、マカダミアナッツは使用しません。

希望する ・ 希望しない (理由: _____)

※なお、対応内容につきましては、学校・保護者・学校給食センター・市教育委員会で協議し決定します。

令和 年 月 日

●●学校給食センター管内
 新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

松江市立○○○学校長 ○ ○ ○ ○

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。

つきましては、下記の調査票をご記入いただき、○○○○の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

※ 学校給食での対応を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(医師の診断書)を提出していただき、個々の状態を把握して対応します。医療機関への受診や手続き方法、面談については別途連絡します。

※ 「学校生活管理指導表」は、配慮や管理が必要な間は毎年提出が必要です。

※ 「学校生活管理指導表」の記載に係る費用は保護者負担です。(R4.4～保険適用)

※ 本調査にかかる個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用いたしません。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----
 学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

フリガナ
お子様氏名

1. 現在、食物アレルギーがありますか。

保護者氏名

ある ・ ない【→調査終了です。】



「ある」と答えた方のみ以下の質問にお答えください。

2. 後日連絡させていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。

保護者連絡先 : 電話番号 (自宅・勤務先・携帯電話)

現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 : (年 組)

3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。

()

4. 現在、医師の診断を受けていますか。 いる ・ いない

5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。 はい ・ いいえ

6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、マカダミアナッツは使用しません。

必要 ・ 不要 (理由:)【→調査終了です。】



南学校給食センターでは、「鶏卵・乳・えび・かにの食物アレルギーがある」児童生徒へ、対応食の提供をしています。また、アレルゲンがこの4品目でない児童生徒へは、詳細な献立表での対応となります。以下のア～ウの対応のうち、希望されるものに○をつけてください。

ア. 対応食(鶏卵・乳・えび・かに)を希望する。

イ. 「詳細な献立表」(学校給食の原材料を詳細に記入した献立表)を確認しながら、食物アレルギーをおこす原因食物を除いて食べる。または献立によっては代替りのものを持ってくる。

ウ. 給食は全部中止し、家庭からの弁当を持ってくる。

●●学校給食センター管内
新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○
松江市立○○○学校長 ○ ○ ○ ○

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。
つきましては、下記の調査票をご記入いただき、○○○○の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

- ※ 学校給食での対応を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(医師の診断書)を提出していただき、個々の状態を把握して対応します。医療機関への受診や手続き方法、面談については別途連絡します。
- ※ 「学校生活管理指導表」は、配慮や管理が必要な間は毎年提出が必要です。
- ※ 「学校生活管理指導表」の記載に係る費用は保護者負担です。(R4.4～保険適用)

*本調査にかかる個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用いたしません。

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -----

学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

フリガナ
お子様氏名 _____
保護者氏名 _____

1. 現在、食物アレルギーがありますか。
ある ・ ない 【→調査終了です。】
↓
「ある」と答えた方にのみ以下の質問にお答えください。
2. 後日連絡をさせていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。
保護者連絡先 : 電話番号 _____ (自宅・勤務先・携帯電話)
現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 : _____ (年 組)
3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。
(_____)
4. 現在、医師の診断を受けていますか。 いる ・ いない
5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。 はい ・ いいえ
6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、マカダミアナッツは使用しません。
必要 ・ 不要 (理由: _____) 【→調査終了です。】

↓
●●学校給食センター管内では、以下のア・イの対応になります。希望されるものに○をつけてください。
ア. 「詳細な献立表」(学校給食の原材料を詳細に記入した献立表)を確認しながら、食物アレルギーをおこす原因食物を除いて食べる。または献立によっては代替りのものを持ってくる。
イ. 給食は全部中止し、家庭からの弁当を持ってくる。

令和 年 月 日

医療機関の皆様

松江市立〇〇学校長

〇〇 〇〇

「学校生活管理指導表」記入のお願い

文部科学省では、平成26年3月「今後の学校給食における食物アレルギー対応（最終報告）」等により、アレルギー疾患を有する児童生徒の学校生活をより安全なものにするため、「学校生活管理指導表」の活用を徹底するよう通知しています。

そこで、本校でも学校生活において特に配慮や管理が必要なアレルギー疾患を有するお子様に「学校生活管理指導表」の提出をお願いしております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、下記の内容をご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、学校生活管理指導表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況および、今後1年間を通じて予測される状況についてご記入ください。

記入方法

- ◆ アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）に○をつけてください。
- ◆ A. 食物アレルギー病型、B. アナフィラキシー病型の該当項目に○をつけ（ ）に記入してください。
- ◆ C. 原因食物の該当する番号に○をつけ、《 》内に【除去根拠】①②③④を記入してください。
（ ）内には、具体的な食品名を記入してください。
- ◆ D. 緊急時に備えた処方薬があれば、記入してください。
- ◆ 学校生活上の留意点A～Eの各項目に○をつけてください。「管理必要」の場合は、後日保護者面談等を実施します。Eの項目に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。
- ◆ F. その他の配慮・管理事項は、できるだけ具体的に記入いただくと助かります。また、エピペン®を打つタイミングがある場合は記入してください。
- ◆ 【緊急時連絡先】の連絡医療機関は、緊急時に搬送する病院を記入してください。
- ◆ 記載日、医師名、医療機関名を記入してください。ゴム印でも構いません。

ご不明な点は、担当者（ ）までご連絡ください。

電話 〇〇—〇〇〇〇

面談記録表

面談年月日	令和 年 月 日 ()
児童生徒氏名	年 組 氏名 ()
保護者氏名	
面談者	職 () 氏名 ()
	職 () 氏名 ()
	職 () 氏名 ()

面談の確認事項

①「学校生活管理指導表」と②「学校給食食物アレルギー対応食意向調査票」(又は「詳細な献立表提供依頼書」)をもとに聞きとりをする。

チェック欄	確認項目	具体的な配慮と対応
	給食(対応と範囲)	
	過去の食物アレルギー発症情報 (アナフィラキシーを含む)	
	家庭での対応状況	
学校生活において配慮すべき必要事項		
	食物・食材を扱う授業等	
	運動	
	宿泊を伴う活動	
	薬(エピペン®等)の持参希望 の有無・持参薬の管理方法	
	緊急時の対応 連絡先・方法	
	他の児童生徒への説明・指導・ 情報提供(同意)	
	消防機関への情報提供について(同意)	
	備考	

詳細な献立表対応（レベル1）・弁当対応（レベル2）の流れ



詳細な献立表提供依頼書（新規・継続・変更用）

新規 継続 変更 （にチェックをしてください）

提出日 年 月 日

（あて先）松江市教育委員会教育長

○ ○ ○ 学校

児童生徒氏名 _____（提出時 年 組）

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、「詳細な献立表」の提供を依頼します。

記

（ふりがな） 児童生徒氏名		年組	年 組	生年 月日	年 月 日
住所				電話番号	
緊急連絡先	氏名		続柄		電話番号
	氏名		続柄		電話番号
医療機関名・主治医名				電話番号	

* 次表の該当項目に、必要事項を記入してください。

1. 食物アレルギーの状態

具体的な食品名 *できるだけ詳しく記述してください。	
食物アレルギーの症状 *できるだけ詳しく記述してください。	

* 学校での状況把握のために使用しますので新規・継続・変更の場合は、「学校生活管理指導表」を添付してください。

* この依頼に関する個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用しません。

* 給食センターへの「学校生活管理指導表」は不要です。

2. 学校での面談希望日

月	日	時	分
---	---	---	---

学校長確認印 または自署

詳細な献立表提供依頼書（中止届出用）

提出日 年 月 日

（あて先）松江市教育委員会教育長

○ ○ ○ 学校

児童生徒氏名 (提出時 年 組)

保護者氏名

食物アレルギーによる学校給食への対応について医師の診断を受けましたので、「詳細な献立表」の提供を中止していただきたくお願いします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		年組	年 組	生年 月日	年 月 日
住 所				電話 番号	
保護者連絡先	氏 名		続 柄	電話 番号	
医療機関名・主治医名				電話 番号	

1. 従来 of 食物アレルギー原因食物

--

* この届書に関する個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用しません。

学校長確認印 または自署

食物アレルギー個別取組プラン（案・決定）例 ○をする

取組プラン(案) 検討日 令和 年 月 日

保護者説明、協議日 令和 年 月 日

学校長サイン	
保護者サイン	
給食センター長サイン	

学年組	名前	性別	生年月日
年組		男・女	年 月 日

I

原因食物	
鶏卵・乳・小麦・そば・ピーナッツ・木の実 ()・甲殻類 ()・	
果物類 ()・魚 ()・肉 ()・その他 ()	

II

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

III

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物 ()	原因食物 ()	

* I～IIIは医師が作成する学校生活管理指導表をもとに○印及び原因食物を記入すること。

学校給食の対応に○をつけてください。

(人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。)

レベル1 (詳細な献立表対応)	レベル2 (弁当対応)	レベル3 (除去食対応)	レベル4 (代替食対応)

		チェック欄	具体的な配慮と対応
学校 に お け る 配 慮	給食		
	食物・食材を扱う活動・授業		
	運動		
	宿泊を伴う活動		
	持参薬		
	エピペン®の保管		

学校給食 食物アレルギー対応スケジュール (小学校用モデル)

	新小1年生	新小2・新小3年生
9月	<p>(就学時健診案内に同封)</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の対応調査(資料1-1~1-3) 	
10月	<p>就学時健康診断</p>	
11月	<p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の対応調査(資料1-1~1-3) <p>↓</p> <p>《アレルギーがあると回答した人に》</p> <p>【配布】・【説明】</p> <p>対応食</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 	<p>詳細な献立表対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表
12月	<p>年度ごとの継続手続き</p>	
	<p>【状況の確認・見直し・個別指導】</p> <p>↓</p>	
	<p>入学説明会</p>	
1月	<p>対応食</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(新規)(様式2) <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(新規)(様式2) <p>↓</p> <p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 対応食実施申請書(新規)(様式2) 学校生活管理指導表(写) <p>※児童クラブ入所予定児童については、必要に応じて児童クラブと情報を共有する。</p>	<p>詳細な献立表対応</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1)
2月	<p>《現在の対応児童へ次年度に向けた手続き》</p>	
3月	<p>対応食</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【継続申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表(写) <p>※内容が変更になる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食変更申請書(様式5) <p>※対応を中止する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食中止申請書(様式7) 	<p>詳細な献立表対応</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) <p>※内容が変更になる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(変更)(資料5-1) <p>※対応を中止する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(中止)(資料5-2)
4月	<p>【決定通知】</p> <p>対応食</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施決定通知書(様式3) <p>↓</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成 	<p>詳細な献立表対応</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成
5月	<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食献立表 対応食実施確認書(様式4) <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施確認書(様式4) 	<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表 <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表

※このスケジュールはモデル的に示したものです。調査等の実施の時期については、各学校状況に応じて適宜実施して下さい。

学校給食 食物アレルギー対応スケジュール (中学校用モデル)

10月		11月		12月		1月	
初中3年生		初中3年生		初中3年生		初中3年生	
						年度ごとの継続手続き	
<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の対応調査(資料1-1~1-3) <p>《アレルギーがあると回答した人に》</p> <p>【配布】・【説明】</p> <p>対応食</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 		<p>詳細な献立表対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 					
入学説明会						《現在の対応生徒へ次年度に向けた手続き》	
<p>対応食</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(新規)(様式2) <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(新規)(様式2) <p>↓</p> <p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食意向調査票(様式1) 対応食実施申請書(新規)(様式2) 学校生活管理指導表(写) 		<p>詳細な献立表対応</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1) 		<p>対応食</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【継続申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施申請書(継続)(様式2) 学校生活管理指導表(写) <p>※内容が変更になる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食変更申請書(様式5) <p>※対応を中止する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食中止申請書(様式7) 		<p>詳細な献立表対応</p> <p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>(病院受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) 学校生活管理指導表 <p>↓</p> <p>【個別面談実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談記録表(資料3) <p>↓</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1) <p>※内容が変更になる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(変更)(資料5-1) <p>※対応を中止する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表提供依頼書(中止)(資料5-2) 	
小中連絡会にて情報交換							
<p>【決定通知】</p> <p>対応食</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施決定通知書(様式3) <p>↓</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成 		<p>詳細な献立表対応</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成 		<p>【決定通知】</p> <p>対応食</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施決定通知書(様式3) <p>↓</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成 		<p>詳細な献立表対応</p> <p>【協議:食物アレルギー対応委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別取組プラン(資料6)など作成 	
<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食献立表 対応食実施確認書(様式4) <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施確認書(様式4) 		<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表 <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表 		<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食献立表 対応食実施確認書(様式4) <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応食実施確認書(様式4) 		<p>【配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表 <p>↓</p> <p>【確認】・【送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な献立表 	

※このスケジュールはモデル的に示したものです。調査等の実施時期については、各学校の状況に応じて適宜実施して下さい。

食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時 事故報告書(例)

参考資料 8-1

*本票は、食物アレルギー・アナフィラキシー発生時の事故報告書様式例。

*授業中および部活動中における食物アレルギーの報告の流れは、「学校危機管理の手引き」による。

発症日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分			
学 校 名	立 学校	報告者 (職名:氏名)		
	住 所:	TEL:		
対 応	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> アレルギー症状 ()			
発 症 時 の 活 動 内 容	<input type="checkbox"/> 給食中・昼食中 <input type="checkbox"/> 昼休み <input type="checkbox"/> 休憩時間 <input type="checkbox"/> 授業中 (教科) <input type="checkbox"/> 学校行事 () <input type="checkbox"/> 部活動 (部) <input type="checkbox"/> 登校中 <input type="checkbox"/> 下校中 <input type="checkbox"/> 寮生活中 <input type="checkbox"/> その他 ()			
児 童 生 徒 氏 名	学 年	氏 名	性 別 生 年 月 日	
	年		年 月 日	
基礎疾患等	<input type="checkbox"/> 有 ()	アナフィラキシーの既往	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 無	エピペン®所持	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	*学校生活管理指導表 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	内服薬所持	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
対 応 の 概 要	発 症 し た 症 状 (☑をつける)	全 身 症 状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす	
		循 環 器 症 状	<input type="checkbox"/> 脈が触れにくい <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> 呼吸 () <input type="checkbox"/> 血圧 (/) <input type="checkbox"/> 脈拍 () <input type="checkbox"/> SpO2 ()	
		呼 吸 器 症 状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> せき (持続し強い ・ 数回の軽い)	
		消 化 器 症 状	<input type="checkbox"/> 腹痛 (我慢できない・中等度・我慢できる) <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 (吐き続ける ・ 1~2回 ・ 吐き気)	
		皮 膚 症 状	<input type="checkbox"/> かゆみ (強い ・ 軽度) <input type="checkbox"/> じんましん (全身 ・ 数個) (部位:) <input type="checkbox"/> 赤み (全身 ・ 部分的) (部位:)	
		そ の 他	<input type="checkbox"/> 腫れ (顔全体 ・ まぶた ・ 唇) <input type="checkbox"/> 目 (かゆみ ・ 充血) <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 鼻づまり <input type="checkbox"/> 口の中の違和感 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	原 因	アレルゲン	<input type="checkbox"/> 鶏卵 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> カニ <input type="checkbox"/> 魚類 () <input type="checkbox"/> 肉類 () <input type="checkbox"/> 果実 () <input type="checkbox"/> 落花生 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		当日の全ての献立名		
	対 応	エピペン®投与	<input type="checkbox"/> あり(時 分) (本人 ・ 投与者職氏名:) <input type="checkbox"/> なし	
		内服・吸入等	<input type="checkbox"/> あり(内服・吸入)(時 分) (本人 ・ 投与者職氏名:) <input type="checkbox"/> なし	
AED		<input type="checkbox"/> 使用 (時 分) (時 分) <input type="checkbox"/> 未使用		
救急車		<input type="checkbox"/> 要請 (時 分) <input type="checkbox"/> 到着 (時 分) <input type="checkbox"/> 搬送出発 (時 分)		
搬送先病院名				
教育委員会記載欄 (必要に応じて記入)				

食物アレルギーヒヤリハット事例報告書 (例)

参考資料 8-2

※本票は、食物アレルギーヒヤリハット事例報告用。事例対応完結後、文書にて報告を行う。

【提出先】

- 市町村立学校（調理場） → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育庁保健体育課
- 県立学校 → 県教育庁保健体育課

発症日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃				
学校名 (調理場名)	松江市立 学校 (調理場)				
	電話番号				
該当者	学年	性別	年齢	学校生活管理指導表 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			歳		
アレルギー既往について	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー ・原因食物 () ・発症時期 (年 月)		<input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> 花粉症 <input type="checkbox"/> 蕁麻疹 <input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性結膜炎		
診断結果	() ・受診医療機関があれば記入 ()				
原因食物					
概要	発生時の状況	(発生場所、時間等含み詳細を報告)			
	対応処置				
	保護者対応等				
考えられる原因 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ①原材料まちがい	<input type="checkbox"/> ②業者の納品まちがい	<input type="checkbox"/> ③調理中のまちがい		
	<input type="checkbox"/> ④給食室からの受渡しのまちがい	<input type="checkbox"/> ⑤教室でのまちがい	<input type="checkbox"/> ⑥おかわり時の誤食		
	<input type="checkbox"/> ⑦教職員の対応ミス	<input type="checkbox"/> ⑧情報の転記まちがい	<input type="checkbox"/> ⑨保護者のチェックミス		
	<input type="checkbox"/> ⑩本人の食材確認不足	<input type="checkbox"/> ⑪運動誘発	<input type="checkbox"/> ⑫初発 (既往歴なし)		
	<input type="checkbox"/> ⑬本人の体調不良 ⑭その他 ()				
再発防止に向けた対策・改善点					
その他					

※ 生命に関わる重大な事案の場合や救急搬送された場合には、時系列の記録がわかる書類を添付すること。

【報告を要するヒヤリハットの内容】

- ①児童生徒の健康被害が生じる恐れがあった場合
- ②類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③事故防止対策のためになると考えられ、他校、他施設と共有したいものである場合

報告日	令和 年 月 日			
報告者	職名			
	氏名			

食物アレルギー ヒヤリハット未然事案一覧表

学期

令和 年 月 日

学 校 名	<input type="text"/>
校 長 名	<input type="text"/>
担 当 者 名	<input type="text"/>

<記入上の注意>
 ・個人が特定されないように入力してください。
 ・必要に応じて、学年、アレルギーを内容欄に記入してください。

発生日	時 間	場 所	内 容	原因と改善策
月 日	時限・校時 時頃			
月 日	時限・校時 時頃			
月 日	時限・校時 時頃			
月 日	時限・校時 時頃			

※必要に応じて記入欄を広げたり、追加したりしてください。

【参考引用文献等】

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 公益財団法人 日本学校保健会

「松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱」 松江市

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について 最終報告」

学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議

「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 和泉市教育委員会

「学校給食における食物アレルギー対応食実施のための役割分担」 倉吉市教育委員会

「米子市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」 米子市教育委員会

「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「学校現場の食物アレルギー対応マニュアル ～アナフィラキシー事故を起こさないために～」

株式会社 少年写真新聞社

「学校給食における食物アレルギー対応指針」

文部科学省

松江市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

平成 26 年 11 月発行

平成 28 年 4 月一部改訂

平成 30 年 4 月一部改訂

令和 4 年 4 月一部改訂

令和 6 年 4 月一部改訂

令和 8 年 4 月一部改訂

発行

松江市教育委員会

編集

松江市教育委員会学校給食課

〒690-0863 島根県松江市比津町 241 番地 3

電話 (0852) 55-8008 FAX (0852) 55-8015

Eメールアドレス kyusyoku@city.matsue.lg.jp
